

令和8年第2回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和8年6月1日 午前 9時30分 開会

2. 令和8年6月1日 午前11時41分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	由	香	2番	渡	邊	順	子
3番	我	妻	瑛	子	4番	高	森		学
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真智子	
7番	平	澤	一	浩	8番	山	崎		誠
9番	石	井	壽	富	10番	片	岡	昭	彦
11番	黒	田	員	米	12番	西	山	宗	弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

6番	河	上	真智子	7番	平	澤	一	浩
----	---	---	-----	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	塚	田	恵	子	書	記	岩	崎	啓	子
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清	
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	
大	森	初	恵	税	務	課	長	石	伊	利	光	
協	働	推	進	課	長	大	月	道	広			
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	
古	林	直	樹	保	健	課	長	難	波	勝	也	
子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子		
建	設	課	長	石	坂	晃	則	檜	寄	秀	徳	
教	委	事	務	局	長	中	山	仁				
加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	報告第 2 号	繰越明許費に係る報告について（一般会計）
日程第 5	報告第 3 号	繰越明許費に係る報告について（上水道事業会計）
日程第 6	専決報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町 税条例の一部を改正する条例）
日程第 7	専決報告第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 8	専決報告第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（地方活力向 上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の 特例に関する条例の一部を改正する条例）
日程第 9	専決報告第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度 吉備中央町一般会計補正予算）
日程第 10	発議第 1 号	吉備中央町議会議員の議員報酬等の特例に関する条 例について
日程第 11	議案第 38 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関 する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例について
日程第 12	議案第 39 号	吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 40 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につい て
日程第 14	議案第 41 号	吉備中央町税条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 42 号	吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条 例について
日程第 16	議案第 43 号	請負契約の締結について（加賀南小学校屋内運動場 空調設備新設工事）
日程第 17	議案第 44 号	令和 8 年度吉備中央町一般会計補正予算について

日程第 18 議案第 45 号 令和 8 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について

日程第 19 議案第 46 号 令和 8 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

日程第 20 陳情第 1 号 陳情書受理について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

報告第 2 号 繰越明許費に係る報告について（一般会計） 報告

報告第 3 号 繰越明許費に係る報告について（上水道事業会計） 報告

専決報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部を改正する条例） 承認

専決報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 承認

専決報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例） 承認

専決報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度吉備中央町一般会計補正予算） 承認

発議第 1 号 吉備中央町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について

議案第 38 号 吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第 39 号 吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 41 号 吉備中央町税条例の一部を改正する条例について

議案第 42 号 吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条例について

議案第 43 号 請負契約の締結について（加賀南小学校屋内運動場空調

設備新設工事)

議案第 4 4 号	令和 8 年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第 4 5 号	令和 8 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	
議案第 4 6 号	令和 8 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	
陳情第 1 号	陳情書受理について	付託

午前 9時30分 開 会

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

数日間、暑い日が続きます。全国的に猛暑が続く中でございます。皆さん方の健康管理のほう、御留意なさいますことをお願いを申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビ、OHK岡山放送、NHK岡山放送局並びに山陽新聞社、読売新聞社の撮影の許可をしていますので、報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、河上真智子君、7番、平澤一浩君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月1日から6月19日までの19日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの19日間と決定をしました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

新年度になりまして、最初に小学校の入学式、統廃合2年目でございますが、加賀西、

加賀東、加賀南の小学校の入学式が行われまして、新１年生がまた新たな学校生活をスタートしたところでございます。

そして、翌日には加賀中学校の入学式が行われました。

４月１２日、吉備中央町消防団新入団員の任命式がございましたが、今年度は４名の新入団者がありました。町民の財産、生命を守るために、消防団として活躍をしていただきたいという、そういう思いがいたします。

それから、ついせんだってでございますけれども、全国の町村議長・副議長の研修会において、東京国際フォーラムにおいて、県内含め全国のいろいろな提案があり、そしてその中の研修の中に、宮城県の蔵王町の発表があった中には、町制６９年目、約７０年目にして女性議員の誕生があったというところの報告があり、そして模擬議会が行われた報告がありました。岡山県内においても、各市町においても模擬議会が行われてることを確認をいたしました。

そのほかは、お手元に配付しておりますので御覧ください。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第４、報告第２号、繰越明許費に係る報告について（一般会計）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第２号の説明に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

第２回の吉備中央町議会定例会を招集させていただいたところ、議員の皆様の出席をいただきまして、予定どおり開催できましたことを大変うれしく思っております。

町内では、大半のところでは田植が終わり、一息つかれておられる方も多いのではないかと思います。そのような中、日本を取り巻く昨今の世界情勢を少し見ますと、アメリカとイスラエル、イランとの間の紛争が中東情勢を一層不安定にしています。特にホルムズ海峡の封鎖により、燃料価格が高騰し、我々の日常生活にも影響を及ぼしています。燃料価格の高騰やナフサの供給不足により、生活必需品や食料品、農業資材

の価格高騰や供給不安が生じる事態となっております。

また、吉備中央町の主要作物である水稻につきましては、2026年度米の全国での作付面積は、昨年と同様の高水準を維持しています。作柄が平均的であれば、生産量は733万トンに達すると見込まれ、政府が想定をしています最大需要の711万トンを超過することとなります。この状況は米価の下落をもたらし、農業経営に影響が出ることが危惧されるところでございます。ぜひとも国におきましては、安心してお米を作れる農政をしていただきたいと願うところでございます。

ここで、過日報道されました、3年前に私の後援会が実施をいたしました研修会の費用の一部を一時立て替えたことに対し、公職選挙法の寄附行為に当たると書類送検されたことにつきまして、改めて多くの町民の方々に御迷惑と御心配をおかけしたことを、この場を借りまして深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

ところで、今回上程をいたしました報告第2号の繰越明許でございますが、総合計画策定支援業務や岡山自動車道4車線化事業に伴う盛土場整備工事など、13事業の繰越しを明許費として上げているところでございます。詳しくは担当から説明をいたします。その後の議案につきましても担当より御説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、19日間の会期を決めていただき、補正予算や条例改正など、多くの議案をお願いをしております。十分に御審議をいただき、適切な御決定をいただきますようお願いをいたしまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

それでは、報告第2号について御説明いたします。

繰越明許費に係る報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度吉備中央町一般会計予算の繰越明許費に係る繰越額を別紙のとおり報告する。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

令和7年度吉備中央町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。

表の左から3番目の事業名と5列目の翌年度繰越額を御覧ください。

まず事業名、旧津賀小学校校舎棟改修工事实施設計・建築確認申請業務が翌年度繰越額 950万8,000円。内外装及び電気設備工事の内容検討に不測の時間を要したためでございます。

次に、総合計画策定支援業務が翌年度繰越額1,320万円。総合戦略を包含した第3次吉備中央町総合計画を策定するにあたり、令和7年12月に閣議決定された国の総合戦略の内容を反映する必要がある、十分な協議、検討の時間が必要となったためでございます。

次に、岡山自動車道4車線化事業に伴う盛土場整備工事が、翌年度繰越額5,975万2,000円。岡山自動車道付加車線化事業に伴う残土の受け入れを行なっていますが、当該工事は、年度をまたいで継続的に実施されており、残土の搬出も通年で発生する見込みです。このため、会計年度に合わせて事業を区切ることが困難なためでございます。

次に、協働のまちづくり寄附金事業が、翌年度繰越額2,018万1,000円。令和7年度に寄附をいただいた方に、令和8年4月以降も返礼品を発送するためでございます。

次に、戸籍住民基本台帳費が翌年度繰越額192万5,000円。事業に伴う国からのガイドラインや内示が確定しておらず、年度内での事業完了が困難であったためでございます。

次に、地域医療介護総合確保基金事業が翌年度繰越額5,320万1,000円。国からの内示が大幅に遅延し、年度内での事業完了が不可能となったためでございます。

次に、円城浄水場送水施設整備事業（下加茂地区）が、翌年度繰越額650万円。円城浄水場送水施設の電気工事において、不測の事態が発生したことによるものです。

次に、小規模ため池補強事業が翌年度繰越額3,370万円。工事区間の一部が民地へかかることから、地元との調整に不測の時間を要したことによるものです。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業が、翌年度繰越額1,942万1,000円。ため池廃止工事の流末水路について、地元調整に不測の日数を要したことによるものです。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（国R7補正分）が翌年度繰越額4,118万2,000円。ベリーグッドカードへ付与した電子マネーの精算が、令和8年8月31日以降となるためでございます。

次に、農地農業用施設災害復旧事業（補助）が、翌年度繰越額1,101万

7, 000円。令和7年8月9月豪雨により被災した4件の復旧工事において、適切な工事期間が不足するためでございます。

次に、土木施設災害復旧費（単独）が翌年度繰越額300万円。現地立ち入りに当たり、地元協議と調整に不測の日数を要したためでございます。

最後に、土木施設災害復旧費（補助）が翌年度繰越額930万円。工事着手に当たり、隣接所有者の協議に不測の日数を要したためでございます。

以上、令和7年度繰越明許費の合計は13件で、2億8,188万7,000円でございます。

説明は以上です。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

繰越明許について、1つだけ質問いたします。

一番最初の総務管理費950万円余の津賀小学校の件ですけれども、これ、閉校になる以前から津賀小学校をどう使うかについては、議会としては地元要望があるということで、耐震が十分でない現加茂川の事務所をこちらに移転するというお話がございました。随分早くからこの移転というのは説明を受けておりましたが、なぜこの工事の実施設計とかが繰越明許などで遅れたのかということについて、少し事情をお尋ねいたします。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡崎加茂川総合事務所長。

○加茂川総合事務所長（岡崎直樹君）

それでは、質問にお答えします。

旧津賀小学校校舎棟改修工事の実施設計・建築確認申請業務がなぜこの繰越しになったのかということですが、令和7年度中に、加茂川事務所、定住促進課、津賀公民館、図書館等の配置の計画を策定しました。その策定の計画のほうは10月末までかかり

ましたので、この繰越しになりました。よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第2号、繰越明許費に係る報告について（一般会計）は報告のとおり決定をしました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第5、報告第3号、繰越明許費に係る報告について（上水道事業会計）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大月水道課長。

○水道課長（大月 豊君）

それでは、報告第3号について御説明いたします。

繰越明許費に係る報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度吉備中央町上水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越額を別紙のとおり報告する。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

令和7年度吉備中央町上水道事業会計予算繰越計算書。

款、資本的支出。項、建設改良費。事業名、円城浄水場送水施設整備工事（その2）。  
予算計上額、1,300万円。翌年度繰越額、1,300万円でございます。支払義務発生額はございません。

繰越額の財源内訳でございますが、企業債650万円。他会計出資金650万円でございます。補助金、損益勘定留保資金はございません。また不用額もございません。

翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額もございません。

この事業は、円城浄水場の水源切り替え工事のうち、下加茂送水ポンプ場設置工事において、高圧電気設備を設置の際、土質が想定以上に硬く、掘削に不測の日数を要したことにより繰り越したものでございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、報告第3号、繰越明許費に係る報告について（上水道事業

会計) は報告のとおり決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第6、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、専決報告第4号について御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、吉備中央町税条例の一部を改正する条例。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

この条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、施行日が同年4月1日であることから、特に緊急を要しましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分としたものです。

次のページをお開きください。

令和8年吉備中央町条例第13号

吉備中央町税条例の一部を改正する条例

吉備中央町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正では、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町税条例の個人町民税、固定資産税、軽自動車税について所要の改正を行なっております。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、専決報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町税条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第7、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

専決報告第5号について御説明します。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

この条例改正につきましては、地方税法施行令等の一部が改正され、令和8年3月31日公布、同年4月1日施行であることから、特に緊急を要しましたが、議会を招集す

る時間的な余裕がないため、専決処分としたものでございます。

次のページをお開きください。

令和8年吉備中央町条例第14号

吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉備中央町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正では、新たに子ども子育て支援納付金に係る規定を整備するとともに、課税限度額並びに5割2割軽減にかかる軽減判定所得をそれぞれ引き上げるものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、専決報告第5号、専決処分の承認を求めることについて（吉備中央町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第8、専決報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、専決報告第6号について御説明をいたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

1、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

この条例改正につきましては、地域再生法に関する関係省令の一部が改正され、令和8年3月31日公布、その施行日が同年4月1日であることから、特に緊急を要しましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分としたものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、専決報告第6号、専決処分の承認を求めることについて（地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）は報告のとおり承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第9、専決報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度吉備中央町一般会計補正予算）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

それでは、専決報告第7号を御説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、1、令和8年度吉備中央町一般会計補正予算（第1号）。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この補正予算につきましては、円城浄水場問題に係る弁護士費用でございます。

円城浄水場有機フッ素化合物検出に係る対応費用の請求について、相手方が法的な手続きを開始したことを受け、町も弁護士へ委託してこれに当たるため、予算措置に対して議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分としたものでございます。

〔専決処分書朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

8 番、山崎誠君。

○8 番（山崎 誠君）

御説明をいただきました。10ページの弁護士費用ということでしたが、ここの説明では、先ほどもありましたように、交渉、調停業務ということですが、2つあります。1つは、これはこの案件に対してなのか、今年度とか、弁護士の費用というのは、ある一定の期間について、例えば今年度の末までとか、そういう期間で設定してるのか、この案件で設定しとるのかということが1つ。

それから、案件で設定したら、これ、業務を想定した以上のことも出てくるかも分かりませんので、さらにその弁護士のほうから、こういうことで追加費用も要るんだということも、今後、500万円を超えてあり得るのかどうか、その2つを質問をさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

この費用は、この案件についての費用でございます。その他の追加費用につきましては、旅費等が実費となっております。着手金となっておりますので、その後、成功報酬等、終結した際には必要になると思われまます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、専決報告第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度吉備中央町一般会計補正予算）は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第10、発議第1号、吉備中央町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

それでは、発議第1号につきまして御説明をいたします。

発議第1号、吉備中央町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。令和8年6月1日提出。吉備中央町議会議長、西山宗弘殿。議案提出者、吉備中央町議会議員、丸山節夫、山崎誠、渡邊順子、河上真智子、黒田員米。

条例説明の前に、提案理由について御説明をいたします。

現行の町議会会議規則では、議員が行う欠席の届出に関し、第2条において、議員は、公務、病床、出産、育児、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開催時刻までに議長に届けなければならないとの内容で規則化されております。しかしながら、端的に議長に届け出なければならないのみの定めであり、長期欠席に関する表記は示されておられません。今日、地方議会の様子を見てみますと、議員が病気やその他の理由により長期間欠席した場合の適用基準や、中でも議員報酬等の減額などについての条例化が進んでいると受け止めております。私どもの議会におきましても、今回、長期欠席の場合の取扱いについての条文を具体的に定め、議会組織に関する規律の醸成化、職責の明確化と町民信頼の確保に努めるべきものと考え

ることから、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、今回上程された条例案の内容につきまして、主な点につきましての御説明をいたします。

次のページをお開きください。

この条例案は、長期にわたり議員としての職責を果たすことができない場合の具体的内容を定めるものでございます。

第3条では、議会活動ができない旨の届出について定めており、第4条では、始期及び終期の決定について定めております。

また、第5条では、弁明の機会の付与について定め、始期及び終期の決定に当たっては、弁明の機会を与えなければならないとしております。

第7条では、議員報酬の減額について、議会活動ができない期間に応じた減額割合を定めております。

第9条では、例外規定として、適用除外の条文を組み入れており、柔軟な対応を可能としております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

最後に、議員各位におかれましては、本上程案につきまして、今回の発議の趣旨を十二分に御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第11、議案第38号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

それでは、議案第38号を御説明いたします。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和８年６月１日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例改正につきましては、令和７年人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されたことを踏まえ、国家公務員の給与改定等に準じて、吉備中央町職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

よろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

議案第３８号について採決をします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第３８号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

（８番、「議長、ちょっと議事進行について。」の声）

はい、はい。

○８番（山崎 誠君）

いいですか、発言。

○議長（西山宗弘君）

８番、山崎誠君。

○８番（山崎 誠君）

これ、議案については審議時間がないんでしょうか。これ、専決じゃないんですけども。

○議長（西山宗弘君）

すみません、これ、執行部のほうから議案の説明と同時に採決をするようにあれがありましたけど。

すみません、暫時休憩します。

午前１０時３０分 休 憩

午前１０時５４分 再 開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど８番、山崎議員のほうから意見がございましたが、その後、議会の運営委員会を開きまして、協議した結果でございますが、本来ならば、議運のほうで議案化したものですから、最終日の１９日にということがありますが、これは職員の給与に関すること、手当の変更等もあります。要件がありましたので、本来ここで採決を行われることが行政上、望ましいという結果になりましたので、このまま再開をさせていただきます。

説明は以上です。

それでは、先ほどの続きになりますが、質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

議案第 38 号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第 38 号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第 12、議案第 39 号、吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

それでは、議案第 39 号を御説明いたします。

吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和 8 年 6 月 1 日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例改正につきましては、人事院勧告により育児を行う職員の早出、遅出勤務について、国において改正されたことに伴い、町条例についてもこれに準じて改正を行うものです。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第 13、議案第 40 号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

それでは、議案第40号について御説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このたびの条例改正は、吉備中央町立認定こども園の園医及び園歯科医の報酬額の改正であります。こども園の園医及び園歯科医の報酬額は、御津医師会、高梁医師会、それぞれ同額としており、岡山市の定める額を参考に決定をしております。このたび岡山市の報酬額の見直しが行われ、関係機関との均衡や社会情勢を踏まえ、適正な水準を確保する必要があることから、今回、見直しを行うものであります。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第14、議案第41号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、議案第41号について御説明します。

吉備中央町税条例の一部を改正する条例について。吉備中央町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

吉備中央町税条例の一部を改正する条例。吉備中央町税条例の一部を次のように改正する。今回の改正では、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町税条例の個人町

民税、固定資産税において、所要の改正を行うものです。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第15、議案第42号、吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石坂農林課長。

○農林課長（石坂晃則君）

議案第42号について御説明いたします。

吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条例について。吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和8年6月1日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を改正する条例。吉備中央町ぶどう生産団地条例の一部を次のように改正する。

吉備中央町ぶどう生産団地は、公共育成牧場跡地及び耕作放棄地等の農地を活用し、観光機能を併せ持つ大規模で生産性の高いぶどう団地を整備し、生産量及び生産額を飛躍的に増大させるとともに、新規就農者等へ利用させることにより農業の振興及びまちの活性化を図るために設置しているものでございます。

第3条において、ぶどう生産団地の圃場や施設の名称を。第7条において、使用料の納付や減免に関することを。附則で、第7条関係の別表として、区分ごとの使用料を定めております。

今回の一部改正につきましては、公共育成牧場の施設として、国の交付金等を活用して整備したもののうち、処分年限を迎えたものを普通財産に変更するものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第１６、議案第４３号、請負契約の締結について（加賀南小学校屋内運動場空調設備新設工事）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

中山教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（中山 仁君）

それでは、議案第４３号について御説明させていただきます。

請負契約の締結について。令和８年５月２２日一般競争入札に付した、加賀南小学校屋内運動場空調設備新設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記といたしまして、１、契約の目的、加賀南小学校屋内運動場空調設備新設工事。２、契約の方法、一般競争入札。３、契約金額、金５，４４９万４，０００円。４、契約の相手方、岡山県真庭市上水田３１３０番地１、ワイテック工業株式会社代表取締役植木洋之。令和８年６月１日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この契約は、近年の気温上昇による熱中症等のリスクを軽減し、活動場所の確保や子どもたちの安全に配慮するとともに、避難所機能の強化という観点から、屋内運動場に空調設備を設置するものでございます。

工事内容としましては、昨年度、加賀中学校屋内運動場に設置したものと同様であります。パッケージエアコン８基を設置させていただきます。

なお、同日に他の２つの小学校の屋内運動場空調設備新設工事においても一般競争入札を実施しており、加賀東小学校は契約金４，５６０万６，０００円でワイテック株式会社、加賀西小学校は契約金額４，１２５万円で中村建設株式会社となっておりますので、併せてお知らせをさせていただきます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第１７、議案第４４号、令和８年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第１９、議案第４６号、令和８年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまで、補正予算３件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

早川総務課長。

○総務課長（早川順治君）

それでは、議案第４４号を御説明いたします。

令和８年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和８年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和８年６月１日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、議案第４５号について御説明いたします。

令和８年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和８年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和８年６月１日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

大月水道課長。

○水道課長（大月 豊君）

それでは、議案第４６号について御説明いたします。

令和８年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和８年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和８年６月１日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（西山宗弘君）

日程第20、陳情第1号、陳情書受理についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（塚田恵子君）〔陳情第1号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま陳情について朗読しましたが、これに対して御意見、御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

ただいま議会事務局長から陳情書、読み上げがありました。これはお聞きのとおり、義務教育に関して、子どもたちの豊かな学びを保障するために、教職員の処遇改善、あるいは財源措置を求める陳情でございますが、陳情書に記されてあるとおり、多岐にわたるいろんな要望、施策が列記されております。このことについては総合的に審査する必要があると考える。したがって、民生教育常任委員会において付託し、審査することを求めます。議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。

本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、本陳情については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

明日6月2日から6月14日までの13日間、議案調査、委員会等開催のため休会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、明日から6月14日までの13日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午前11時41分 閉 議